

安全だより

令和5年度 第2号
発行 令和5年8月

本部事務局 TEL079-291-4000
香寺連絡所 TEL079-232-7600
夢前連絡所 TEL079-336-1600

URL : <http://www.himeji-sjc.or.jp/>
安富連絡所 TEL0790-64-8525
家島連絡所 TEL079-325-0311

～ 無事故日数の目標を設定しました！ ～

事故防止の意識向上を図るため、傷害事故の無事故日数 90 日以上を目指します！

今年度に入ってから、後向きに移動して転倒する、溝を飛び越えることに失敗して転落する、窪みに気付かずに足を踏み入れて転倒する、といった注意していれば防げた事故が続けて発生しています。

事故を減らすには、会員の皆様の一人一人の安全に対する意識が重要となります。

引き続き、安全対策に注意を払っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

起算日 令和5年7月15日

無事故日数 13日 (令和5年7月27日現在)

★ 事故発生状況について

令和5年度は傷害事故・賠償事故共に増加しています。事故減少を目指しましょう。

〔傷害事故〕 (令和5年度は6月末現在)

就業形態	令和4年度	令和5年度
移動中(交通事故等)	6	4
その他屋内作業中	3	2
植木剪定中	1	1
清掃中	5	1
その他作業中	0	1
家事	1	0
草刈・除草等	4	0
計	20	9

事故形態	令和4年度	令和5年度
交通事故	6	4
墜落・転落	3	2
転倒	1	1
挟まれ・巻き込まれ	0	1
激突	0	1
切れ・擦れ	4	0
激突され	1	0
動作の反動・無理な動作	2	0
(蜂等に)刺され	2	0
熱中症	1	0
計	20	9

〔賠償事故〕

就業形態	令和4年度	令和5年度
草刈・除草等	10	4
移動中(交通事故等)	1	2
清掃中	1	1
家事	2	0
計	14	7

★ 事故に対する注意点について

熱中症対策について

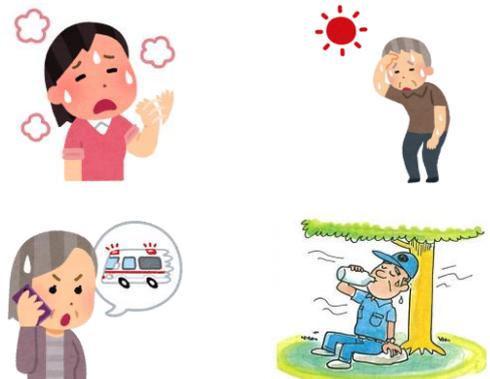
猛暑が続いています。屋外作業・屋内作業に関わらず、熱中症に対する注意を払いましょう。

〔予防のポイント〕

- ① 日頃から十分な睡眠と、栄養バランスの良い食事を心掛け、朝食抜きは絶対に避ける。
- ② こまめに水分と塩分(塩飴等)をとる。
- ③ 屋内で就業する場合は、風通しに配慮する。
- ④ 服装は通気性や吸湿性の良い物を着用する。高温下では頭部や首筋に冷やしたタオルを巻いたり、屋外では帽子をかぶる。
- ⑤ 日陰などの涼しい場所で、休憩を十分にとる。
- ⑥ 単独での作業の場合は、定期的に連絡を取る。(事務局や連絡所の担当者、発注者、就業先担当者、ご家族等)

〔熱中症の症状が出た場合の対応方法〕

- ① すぐに涼しい場所で衣類をゆるめて安静にさせ、水やスポーツドリンクなどの水分をとる。
- ② 水分を自力でとれない、呼びかけに応じない、意識がない場合は、直ちに救急車を要請し、医療機関に搬送してもらう。
- ③ その後、当センター事務局か連絡所に報告する。



交通安全について

就業・帰宅途中には交通事故に遭わないように気を付けましょう。

特に自転車を使う方は、次の点に注意して下さい。

- ① 自転車の運転者は、自転車用ヘルメットを着用するよう努める。
- ② 自転車を降りる際は、ハンドルが思わぬ方向に曲がらぬよう、しっかりと保持する。
- ③ 転倒事故が発生しそうな場所に駐輪しないよう、事前に安全な駐輪場所を検討する。
- ④ 段差がある場所を横切の際は、出来るだけ角度を取って進むか、事前に自転車を降りて進む。
- ⑤ より安全と考えられるルートに変更することを検討する。
- ⑥ 天候等により、出かけることが危険と感じる場合は無理に就業しようとしなない。

姫路市による自転車用ヘルメット購入費の助成

市内在住の満 65 歳以上（昭和 34 年 4 月 1 日以前生まれ）の方を対象に、姫路市が自転車用ヘルメット購入費の一部助成を始めますので、お知らせします。是非、ご活用ください。

- ① 申請は、令和 5 年 9 月 1 日から
- ② 補助金額は、ヘルメット購入費の 2 分の 1（但し、上限 2,000 円）
- ③ 詳細は、下記にてご確認ください。

担当 姫路市危機管理室安全安心推進室

TEL 079-221-2090



草刈中の事故について

〔対人事故〕

令和 4 年度は就業会員同士の対人事故が 2 件発生し、内 1 件は手指を切断する大きな事故でした。

作業中の会員相互の距離を 5m 以上開け、断続的に会員相互の距離を目視確認し、接近し過ぎないようにして下さい。

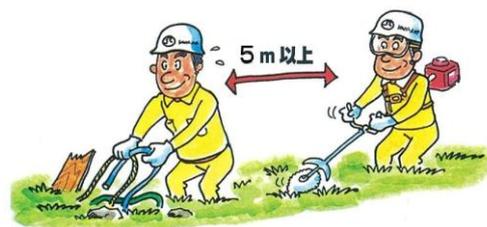
〔対物事故〕

草刈機使用中の石跳ね事故は、全体に占める割合が高い状態です。

作業箇所から 20m 以内に自動車や建物がある場合、防護ネットを刈払機から 1m 以内に設置し、飛散物を防ぐことができる方向に設置して下さい。

ナイロンコードカッターは原則使用禁止とします。

また、令和 5 年 8 月から、石跳ね事故抑止のため、草刈機を使って就業する会員の方を対象に、石跳ね抑止型チップソーの斡旋販売を当センターにて開始しました。



蜂刺され防止について

特に屋外作業の場合は、下記に注意して下さい。

- ① 長袖・長ズボンを着用する。
- ② 白や黄色等の明るい色の服装等を着用する。
- ③ 黒色の服装や、香水や化粧品の使用を避ける。
- ④ 蜂が近付いてきたら、遠ざかるようにする。威嚇されても、手で払わずにゆっくり離れる。
- ⑤ 蜂に刺されたら、速やかに現場から離れ、患部周辺を指で強くつまんで毒を押し出し、冷水等で冷やす。
- ⑥ 必ず病院に行き、診察してもらう。



『全シ協 安全就業スローガン』
安全は 無理せず 焦らず 油断せず